

# 介護老人保健施設アメニティきゅうらぎ訪問リハビリテーション

## 利用料金表

令和7年7月1日より

### 訪問リハビリテーション費

基本料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1単位 リハビリ実施時間20分	3,080円	308円	616円	924円
2単位 リハビリ実施時間40分	6,160円	616円	1,232円	1,848円
通院が困難な利用者に対して、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき訪問リハビリテーションを行った場合				

加算料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション加算	2,000円/1日	200円	400円	600円
退院(所)日又は要介護認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に集中的に行った場合に算定				
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,800円/1月	180円	360円	540円
厚生労働大臣が定める基準に適合、事業所の医師とリハビリ職員が協働しリハビリテーションの質を管理している場合に算定				
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	2,130円/1月	213円	426円	639円
リハビリテーションマネジメント加算(イ)の要件に加え、厚生労働省実施する、事業所の医師とリハビリ職員が協働しリハビリテーションの質を管理している場合に算定				
リハマネ加算(イ)(ロ)に加える加算	2,700円/1月	270円	540円	810円
事業所の医師がリハビリの内容を利用者・家族に説明し同意を得た場合に算定				
口腔連携強化加算	500円/1月	50円	100円	150円
口腔内の状態を評価し歯科医及びケアマネに対し情報提供した場に算定				
退院時共同指導加算	6,000円/1月	600円	1,200円	1,800円
理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合に算定				
移行支援加算	170円/1日	17円	34円	51円
訪問リハビリ終了後の情報をケアマネ等からの情報をうけることや社会参加等を支援した利用者の占める割合が5%を超えるなど基準に適合する場合に算定				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60円/1回	6円	12円	18円
勤続年数が7年以上の職員を配置している場合に算定				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円/1回	3円	6円	9円
勤続年数が3年以上の職員を配置している場合に算定				

事業所医師診察未実施減算	△500円/1単位毎
事業所の医師が利用者に対して診療を行わなかった場合減算	
虐待防止未実施減算	△10円/1単位毎
虐待発生防止のための措置を講じていない場合減算 ※当事業所は防止マニュアル作成済	
業務継続計画未実施減算	△10円/1単位毎
業務継続計画(BCP)を未策定の場合減算 ※当事業所は策定済	

# 介護老人保健施設アムニティきゅうらぎ訪問リハビリテーション

## 利用料金表

令和7年7月1日より

### 介護予防訪問リハビリテーション費

基本料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1単位 リハビリ実施時間20分	2,980円	298円	596円	894円
2単位 リハビリ実施時間40分	5,960円	596円	1,192円	1,788円
通院が困難な利用者に対して、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき訪問リハビリテーションを行った場合				
加算料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
退院時共同指導加算	6,000円/1月	600円	1,200円	1,800円
理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合に算定				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60円/1月	6円	12円	18円
勤続年数が7年以上の職員を配置している場合に算定				
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円/1月	3円	6円	9円
勤続年数が3年以上の職員を配置している場合に算定				
事業所医師診察未実施減算	△500円/1単位毎			
事業所の医師が利用者に対して診療を行わなかった場合減算				
長期間の提供に係る減算	△300円/1単位毎			
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に実施した場合減算				

